

社会福祉 しずおか

2014



特集

住民主体の地域包括ケアシステムを
実現するために
～ 改正介護保険制度の概要～

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



住民主体の地域包括ケアシステム を実現するために ～改正介護保険制度の概要～

去る平成26年6月18日に、医療法や介護保険法の改正を一本化した「地域における医療・介護総合確保推進法」が成立し、これにより介護保険制度が来年度から改正されることとなりました。とりわけ、従来の予防給付を新たな地域支援事業とし、生活支援サービスを積極的に位置付けることは、高齢者の地域生活を支える仕組みづくりを大きく進めるものと期待するところであります。

本号は、改正介護保険制度の概要や社会福祉協議会における考え方について紹介します。

改正介護保険制度の主な内容について

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行(～29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

② 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- * 保険料見直し: 現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
- * 軽減例: 年金収入80万円以下5割軽減→7割軽減に拡大
- * 軽減対象: 市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案

* 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組む。(地域の医療・福祉資源

1 在宅医療の推進、介護との連携

今般の改正は、団塊の世代が七十歳以上となる二〇二五年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すものです。

本システムの実現を図るため、地域支援事業の枠組みを活用し、以下の取組の充実・強化が図られます。

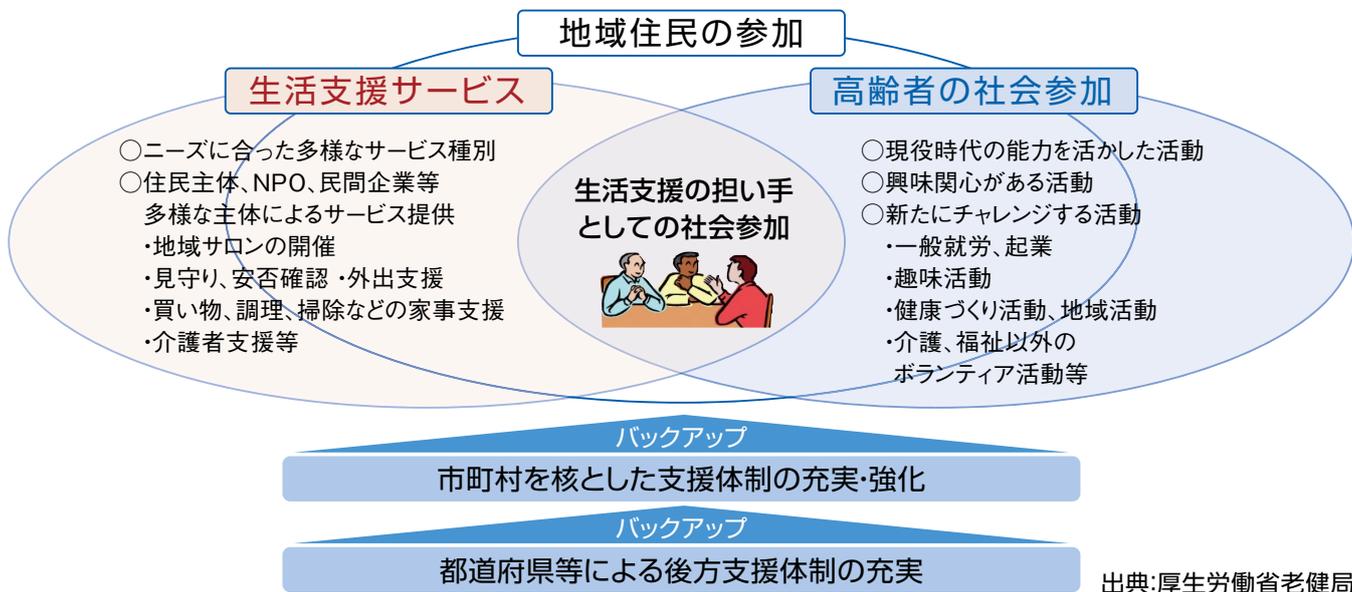
2 認知症施策の推進

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。(標準的な「認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)」の作成・普及、「認知症初期集中支援チーム」の設置等)

の把握及び活用、在宅医療・介護連携に関する研修実施、二十四時間三百六十五日の在宅医療・介護提供体制の構築等)

3 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
 - 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
 - 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



出典:厚生労働省老健局

4

地域ケア会議の推進

これまで通知に位置付けられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置付ける。個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実行性あるものとして定着・普及させる。

ながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

○リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

基本的な考え方

《これまでのケア》
認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。
《今後目指すべきケア》
「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

5

介護予防の推進

○機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。

○元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通りの場を充実させ、人と人とのつ

社会福祉協議会における考え方

近年の社会経済環境の変化に伴い、介護保険制度をはじめ公的なサービスだけでは対応できない生活支援

ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しています。このような中で成立した改正介護保険制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、地域福祉の推進を使

命とする社会福祉協議会としても、

主体的な取組が不可欠です。そこで、本会では昨年度、市町社会福祉協議会連絡協議会の中に介護保険部会を設置し、幹事会の協議を経て、去る七月十四日に介護保険部会全体会を開催し、以下の事項について共有・確認しています。

○改正介護保険制度の推進にあたっては、介護や介護予防・生活支援等のサービス基盤の整備や医療との連携とともに、生活困窮者支援や権利擁護とも連動し、地域福祉の推進とあいまった総合的な体制整備を図っていく必要がある。

○高齢者が住み慣れた地域で生活するためには、社会的孤立や虐待、権利侵害など高齢者が抱える様々な生活課題に対して、地域において住民やボランティア、介護サービス事業者、専門職、行政などが協働して解決を図る地域福

祉の仕組みが不可欠である。

○社会福祉協議会は、これまで小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスを推進してきた立場から、住民自身が主体的に参画する地域包括ケアシステムを目指していく必要がある。

○今回の改正介護保険制度の推進にあたっては、介護サービス事業の実施の有無に関わらず、全ての社会福祉協議会にとつて的確な対応・取組が必要不可欠である。

○社会福祉協議会としても、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である生活支援サービスの活性化を図るため、高齢者の社会参加やサービスの担い手の養成を進める。また、生活支援サービス等の実施を通じて、地域の福祉課題を把握し、制度外の新しいサービスの創出や政策形成につなげる。
(文責 福祉企画部地域福祉課)

「ABCしあわせ基金」 寄附金並びに車両贈呈式



平成26年7月15日、株式会社ABC様（代表取締役社長 富田直樹様）から「ABCしあわせ基金」へ500万円の御寄附をいただきました。（平成15年から平成26年まで毎年12年間の累計額91,419千円）

また、本年度は、本年2月の御寄附（平成25年11月に御逝去された株式会社ABC創業者 取締役会長 故富田正雄様の御遺志により、故人の「お別れの会」における御芳志591万9千円）を加えた基金をもとに、応募のあった104団体の中から選定された6団体に車両を寄贈しました。

株式会社ABC代表取締役社長富田直樹様からは、「この基金を通し社会貢献をすることで、ABCがあって良かったと、皆様に思っていただけの会社でありたいと願っています。今後も社会貢献を続けていきたい」とのお言葉をいただき、その後、代表取締役副社長富田英児様並びに県社協の神原会長から、寄贈先6団体の代表者にゴールデンキーが授与されました。

ゴールデンキーを手にした代表者からは、喜びと感謝の言葉が述べられ、式終了後は、写真撮影や、手作りの花束の贈呈など、和やかな時間を過ごしました。



平成26年ABCしあわせ基金寄附金並びに車両贈呈式



多数の方が参加された贈呈式
 (株)ABC代表取締役社長 富田直樹様 (中央)



〈後列〉車両寄贈先団体と〈前列〉(株)ABCの富田社長 (中央)、富田副社長 (中央左)、県社協会長 (中央右)、ほか



贈呈された車両の前で記念写真



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 「ABCしあわせ基金」について



静岡県・山梨県・長野県で39店舗のパチンコ店を展開している株式会社ABC様が、創業50周年の記念事業の一環として、在宅福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、平成15年に設置されたものです。以来、本会を通じて毎年民間非営利活動団体等へ車両を寄贈しています。

(参考) 寄贈車両台数のべ55台 (平成26年度含む)

平成26年度寄贈先団体

せいこうかい ゆううんりょう
「社会福祉法人静岡香会 悠雲寮」

事業内容：就労継続支援B型事業所、生活介護事業
 寄贈車両：ダイハツタント 車いす用スロープ付、特別仕様車

いちばん ぼん じゆめ ちり
「一般社団法人富士障がい者支援ネットワーク 夢の杜」

事業内容：就労継続支援B型事業所
 寄贈車両：日産キャラバン

「特定非営利活動法人インクルージョン志太」

事業内容：生活介護事業
 寄贈車両：日産モコ

あおいりょう
「社会福祉法人葵寮」

事業内容：救護施設
 寄贈車両：トヨタアイシス

「特定非営利活動法人外出支援センターガイドネット」

事業内容：訪問介護事業、福祉有償運送
 寄贈車両：ダイハツタント 車いす用スロープ付、特別仕様車

「特定非営利活動法人スマイルベリー」

事業内容：就労継続支援A型事業所
 寄贈車両：日産キャラバン



寄贈車両 日産キャラバン

NPO・ボランティア団体紹介

平成26年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「セルフヘルプグループ活動支援事業」の受賞団体の活動を紹介します。

「SFCデルティーズ」(富士宮市)

皆さんは、「電動車椅子サッカー」というスポーツを知っていますか？

電動車椅子サッカーは、身体に重度な障害を持っていても電動車椅子のジョイスティック型コントローラーひとつでできるスポーツです。1チーム4人制で、前後半20分ハーフで試合を行い、コートはバスケットコート大きさで、電動車椅子の足元に取り付けたフットガード(鉄製のガード)で直径32.5cmのボールを蹴ります。

私たち「SFCデルティーズ」は、体験教室をきっかけに「今後も続けていきたい」という参加者の声にこたえて、1997年に結成され今年で17年目を迎えました。チームのモットーは「共にスポーツを楽しみ、7チームの輪と仲間を大切にすること」です。現在、選手10名(障がい者)とスタッフ7名で活動し、毎週1回、練習を行っています。全国規模の大会や県内大会などにも参加し、今年は全国大会への出場権を仲間と共に勝ち取り、10月の全国大会に向けチームで練習に励んでいます。

今後も、電動車椅子サッカーの体験教室や大会を通し、障がい者の方も外に出るきっかけづくりになるよう、普及活動に努めていきます。

選手、スタッフ、ボランティア、サポーターを大募集しているので、興味をお持ちになった方は気軽に見学に来て下さい!!



お問い合わせ先

「SFCデルティーズ」代表 渡辺 英俊

電話 090-8955-2894

メール mrbfq926@ybb.ne.jp

ブログ <http://ameblo.jp/sfcdelteas/>

<練習日・場所>

毎週土曜日or日曜日

静岡県総合社会福祉会館、浜松市天竜体育館

カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル・リース&クリーニング

カーペットタイルをリースで導入、月々は小さな負担でも静かで豪華な雰囲気と安全性はイメージアップに大きく貢献します！メンテナンス付でいつまでもきれいです！

カーペット洗浄機



御施設のご要望にお応えした独自の技術力で御役に立つサービスを提供します。 **株式会社三ナフ**

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

ロールスクリーンクリーニング

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。
洗浄から乾燥迄、短時間でを行い、リースも可能にブラインドもOK



学校の舞台幕(緞帳)

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」
ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



転倒防止の滑り止め

玄関、浴室、厨房等、濡れると滑る場所に最適。
ご心配を安心に変えて頂くために・・・
※素足用・土足用がございます。



賛助会員を募集しています

静岡県社会福祉協議会は、県民の皆さまや様々な機関・団体と連携し、「福祉のまちづくり」を目的とした事業を実施しています。

福祉の推進に向けた意識啓発 人材養成(育成)

担い手確保 地域福祉活動の推進 権利擁護の充実

情報提供 福祉事業者支援 災害ボランティアセンター

こうした本会の活動に賛同し、資金的な援助をしていただく賛助会員を募集しています。

◆ 特典(賛助会員)

- 1 機関紙「社会福祉しずおか」を毎月お届けします。
- 2 社会福祉に関する情報「メールマガジン」(月2回)を配信します。
- 3 県内「社会福祉施設・団体要覧」(年1回発行)を団体会員にお届けします。
- 4 申告により、所得税、個人住民税・法人税等の優遇措置を受けることができます。

◆ 会費(年額)

※何口でも加入いただけます。

個人 一口 2,000円
団体 一口 10,000円

◆ 申込みについて

入会申込書に必要事項を御記入の上、下記までお送りください。

書類を確認後、こちらから会費のお支払等の御案内をお送りします。

※なお、入会申込書は本会ホームページ

(<http://www.shizuoka-wel.jp/>)からダウンロードすることができます。

◆ 書類送付・問い合わせ先

〒420-8670

静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県総合社会福祉会館シズウエル

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部

TEL 054-254-5224 FAX 054-251-7508

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成26年11月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
1	新任職員研修Ⅰ(中部5)	11/6~7	シズウエル	社会福祉施設等の新規採用者及び経験年数2年未満の方	社会福祉事業従事者に必要な福祉の基礎知識及び社会人・組織人に求められる意識、ルール、マナーなどの習得 講師：福祉職員生涯研修課程指導者
9	施設長等運営管理職員研修Ⅱ	11/10~11	シズウエル	施設長等運営管理職員研修Ⅰを受講した方	指導的職員に必要な部門組織活動の管理、リーダーシップの基本、職員指導・育成の展開技法及び自己開発能力の習得 講師：福祉職員生涯研修課程指導者
12	福祉職場の組織性向上講座	11/17	ベガサート	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	中堅職員に求められる組織人としての役割行動や、モチベーション向上のための知識、技能の習得 講師：日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 久田 則夫 氏
14	【新規】福祉職場の「困った」事例に学ぶリーダーの役割と人材育成の心得	11/19	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	介護人材「冬の時代」におけるスタッフ確保と定着促進のために、介護現場のリーダーに必要な人材育成の心得を学ぶ 講師：日本福祉介護総研株式会社 代表取締役会長 石郡 英一 氏
49	【新規】精神疾患の理解	11/13	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	精神疾患、うつ、統合失調症などの知識を習得するとともに、症状に応じた支援方法を学ぶ 講師：静岡県精神保健福祉士協会 会長 澤野 文彦 氏
52	【新規】介護に役立つカラーコーディネーター	11/20	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	色彩が心身に与える影響を知り、衣・食・住における「いろどり」を通じて高齢者の生活の質の向上を図る 講師：一般社団法人日本ユニバーサルカラー協会 理事長 南 涼子 氏
64	リスクマネジメント講座(応用編)	11/18	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	施設・事業所の危機管理・安全管理に必要な実践的知識・技術の習得 講師：株式会社安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏
66	施設における高齢者虐待予防のためのワークショップ	11/14	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者への虐待や不適切なケアを防ぐための考え方や手法の習得 講師：立正大学 社会福祉学部社会福祉学科 専任講師 土屋 典子 氏
99	コミュニケーション技法講座(応用編)	11/26	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方で、過去に基礎編を受講した方	福祉職を対象としたコミュニケーション技法の習得 講師：昭和大学 保健医療学部 講師 大谷 佳子 氏
105	【新規】保育所と保護者のより良い関係づくり講座	11/12	シズウエル	保育所等児童福祉施設に勤務する方	保育所と保護者がより良い関係を築くための適切な対応について学ぶ 講師：大阪大学大学院 人間科学研究科 教授 小野田 正利 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

詳細は研修課までお問い合わせください。 問い合わせ先：福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**

お待ちせました、
今年もやります!

第3回静岡県福祉広報紙コンクール

静岡県内の福祉サービス事業所や市民活動団体(地区社会福祉協議会やNPO、ボランティアグループ等)において、**あなたの創った広報紙を募集します!**

- **応募要件** ・年1回以上、定期的に発行している広報紙であること。
・平成25年4月1日以降に発行した広報紙であること。
(作成が業者委託でも問いません)
- **表彰** ・「福祉サービス事業所部門」と「市民活動団体部門」の2部門において、最優秀賞・優秀賞・奨励賞を決定します。
・選ばれた事業所・団体には副賞として商品券を贈呈します。
- **応募期限** 平成26年9月30日(火)消印有効
- **応募方法等の詳細**は県社協ホームページを御覧ください。
<http://www.shizuoka-wel.jp/news/>
- **お問い合わせ** 福祉企画部地域福祉課 TEL054-254-5224



ふじのくに健康福祉キャンペーン推進事業

社会的孤立をなくそう!

希望のつくり方 ~地域のつながりから希望を考える~ を開催します!

「孤立無業(SNEPスネップ)の名づけ親でニート研究の第一人者である玄田有史先生が静岡にお越しくださいます!!」

- 日 時 平成26年9月24日(水) 13:00~16:00
- 場 所 プラサ ヴェルデ 3階 コンベンションホールB(沼津市大手町1-1-4)
- 基 調 講 演 「希望のつくり方 ~地域のつながりから希望を考える~」
講師 東京大学 社会科学研究所 教授 玄田 有史 氏
- シンポジウム 「動き出そう! 静岡に希望とつながりを創り出すために」
- パネリスト ☆「居場所」の開設 「居場所 七美クラブ」
☆ひきこもりの人等への就労支援 (福)菊川市社会福祉協議会
(福)白翁会 特別養護老人ホーム千寿の園
☆子どもたちへの学習支援 静岡学習支援ネットワーク

皆さんの参加をお待ちしています。開催要項、申込書等の詳しい内容は静岡県社会福祉協議会のホームページを御覧ください。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成26年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

補償金額 (保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ*		460円	690円

(基本タイプ+地震・噴火・津波)

*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこぼした。(賠償責任の補償)
- 自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人
全国社会福祉協議会**

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL:03(3593)6245

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。